

令和3年11月定例議会における新型コロナウイルス感染防止対策について

1 本会議・委員会関係

- 本会議場及び委員会室に入室する際は、入口付近に設置されたアルコール消毒液で手指消毒を行うこととする。
- 本会議場内及び委員会室内においては、発言時（聴覚障害者への配慮から、登壇して行う発言を除く。）も含めマスク着用とする。なお、議事の速記は議場の記者席において行うこととする。
- 発言者の降壇の都度、事務局において演壇の消毒を行うこととする。
- 議長及び委員長は、本会議又は委員会の審議中にあっても審議等に支障のない範囲で外気との換気に配慮する。
- 飛沫防止アクリル板を以下のとおり設置する。
 - ・本会議場：演壇及び議長席
 - ・委員会室：各委員席の間
- 委員会は、議場より狭い空間で開催するため、理事者の出席範囲を原則として課室長以上とする。

2 傍聴関係

- 傍聴人には、受付時に、手指消毒及び傍聴時におけるマスク着用を含む咳エチケットを要請する。なお、県政記者クラブ加盟各社の傍聴についてはマスク着用を要請する。

3 その他

- 閉会中委員会の開催にあたっては、上記に準じて行うものとする。